

平成30年度第3回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年 6月26日 午後2時00分							
閉会日時	平成30年 6月26日 午後3時30分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (15名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二		
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴		
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸			16	尾崎 初雄
	17	林 賢市			19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (4名)	8	山本 実雄	12	奈留 敏弘	15	岩田 弘孝	18	寺坂 誠一
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	7	中村 耕二	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富江：伊賀紀子主幹 玉之浦：保家 洋係長 三井楽：野口良美係長 岐宿：月川美香主査							

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 15 号	農地法第 3 条許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 16 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 17 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 18 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 19 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 2 時 00 分 開会＝

□事務局長

平成 30 年度第 3 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、8 番山本実雄委員、12 番奈留敏弘委員、15 岩田弘孝委員、18 番寺坂誠一委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 19 名中 15 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 3 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

○議長

それでは、議案第 15 号の 1 番を審議いたします。

なお、本案については〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

3ページをご覧ください。

議案第15号

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑1筆、1,531㎡

譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇市〇〇 〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価〇〇万円

次に、6月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第15号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって1番は許可されました。

〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第15号の2番と3番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑1筆、1,353㎡

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

貸受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 4年間の使用貸借

続きまして

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 田、外田1筆、2筆合計988㎡

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

貸受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 4年間の使用貸借

次に、6月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第15号の2番と3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番外1件は許可されました。

○議長

次に、議案第15号の4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田4筆畑3筆、8筆合計9,743㎡

譲受人： 〇〇町 〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業

譲渡人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 父から譲り受けて引き続き耕作管理する。

譲渡理由： 高齢により耕作できないので息子に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、6月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第15号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番は許可されました。

○議長

次に、議案第16号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

## □事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5から6ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、7ページをご覧ください。

議案第16号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 350㎡ 第1種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約100mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地周囲は、コンクリート擁壁により既に保護され崩壊の恐れは無く、事業敷地内は外構工事等の敷地整備を行いますので土砂等の流失の恐れはないと思われます。また、隣接農地と十分な距離を確保いたしますので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、8ページをご覧ください。

議案第16号の2番をご説明いたします。

所 在： 〇〇町〇〇番 畑 1657㎡ 第2種農地

申 請 人： 〇〇町〇〇番 〇〇〇〇

転用目的： 太陽光発電所用地

申請地は、〇〇〇〇から東へ約320mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地周囲は、石垣により既に保護され崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約1m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思わ

れ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 324 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で溜枘処理と自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、9 ページをご覧ください。

議案第 16 号の 3 番をご説明いたします。

所 在：	〇〇町〇〇番	畑	272 m <sup>2</sup>	
	〇〇町〇〇番	畑	103 m <sup>2</sup>	
		合計	375 m <sup>2</sup>	第 1 種農地
申 請 人：	〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇		
転用目的：	道路用地			

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.5m・最低 0.4m の造成工事を施工し、敷地全体にコンクリート舗装を施工することにより土砂等の流失の恐れはなく、通路を目的としますので、日照、通風、耕作等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は水路放流する計画となっております。

本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される道路等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、10 ページをご覧ください。

議案第 16 号の 4 番をご説明いたします。

所 在：	〇〇町〇〇番	畑	198 m <sup>2</sup>	
	〇〇町〇〇番	畑	81 m <sup>2</sup>	
	〇〇町〇〇番	畑	103 m <sup>2</sup>	
		合計	382 m <sup>2</sup>	第 1 種農地
譲 受 人：	〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇		
譲 渡 人：	〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇		
転用目的：	住宅用地			
契約内容：	売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。			

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.5m・最低 0.4m の造成工事を施工し、ブロック壁及び土留め擁壁を施工することにより土砂等の流失の恐れはなく、近隣に耕作している農地は無く、日照、通風、営農等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路へ排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、11 ページをご覧ください。

議案第 16 号の 5 番をご説明いたします。

所 在： ○○町○○番 畑 1023 m<sup>2</sup>  
○○町○○番 畑 116 m<sup>2</sup>  
合計 1,139 m<sup>2</sup> 第 3 種農地

譲 受 人： ○○町○○番地 ○○○○

譲 渡 人： ○○町○○番地 ○○○○

転用目的： 分譲用宅地・道路用地

契約内容： 売買による所有権移転で土地取得費は、○○万円です。

申請地は、○○○○から北へ約 230mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地とは、擁壁等を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、分譲用宅地を 4 区画造成する計画となっております。また、道路用地は整備完了後に市道 69 号線の一部として五島市へ寄付を予定しております。分譲宅地完成後に建設予定の建物を低層一般住宅とすることで日照・通風・営農等に影響はないと思われ、雨水排水は水路放流する計画となっております。

次に、12 ページをご覧ください。

議案第 16 号の 6 番をご説明いたします。

所 在： ○○町○○番 畑 222 m<sup>2</sup> 第 3 種農地

譲 受 人： ○○町○○番地 ○○○○ 持分 2 分の 1

○○町○○番地 ○○○○ 持分 2 分の 1

譲 渡 人： ○○町○○番地 ○○○○

転用目的： 住宅用地

契約内容： 売買による所有権移転で土地取得費は、○○万円です。

申請地は、○○○○から北へ約 230mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地とは、擁壁等を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、周囲は住宅地で近隣の農地とは十分な距離があり、日照・通風・営農等に影響はないと思われ、また、雨水排水は既存の側溝に水路放流する計画となっており、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、13 ページをご覧ください。

議案第 16 号の 7 番をご説明いたします。

所 在： ○○町○○番 畑 303 m<sup>2</sup> 第 3 種農地

譲 受 人： ○○町○○番地 ○○○○

譲 渡 人： ○○市○○ ○○番地 ○○○○

転用目的： 住宅用地

契約内容： 売買による所有権移転で土地取得費は、○○万円です。

申請地は、○○○○に隣接し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地周辺は平坦な地形で、外溝工事等で敷地整備を施工しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われ、近傍に耕作している農地は無く、日照・通風・営農等の影響は無いと思われ。また、申請地と隣接する同所 286 番 3 (雑種地) 157 m<sup>2</sup>を事業併用地とする計画となっております。雨水排水は自然流下及び水路放流する計画とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。本案は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅が連たんしている第 3 種農地です。

最後に、14 ページをご覧ください。

議案第 16 号の 8 番をご説明いたします。

所 在： ○○町○○ ○○番 畑 426 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

申 請 人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○

転用目的： 住宅用地

申請地は、○○○○から北西へ約 150mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接境界部は、すでに石垣で囲われ、土砂等の流失の恐れは無いと思われ。隣接する農地から十分な距離を確保することにより、日照、通風等及び営農に影響を及ぼす恐れはありません。雨水排水は自然流下及び道路側溝に放流とし、汚水は、くみ取り式で生活雑排水については、溜枘で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

#### ○議長

次に、議案第 16 号の 1 番から 8 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 16 号の 1 番と 2 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

#### □○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 16 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番及び 2 番について、当協議会は去る 6 月 15 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第 16 号の 1 番

所 在： ○○町○○番

転 用 者： ○○○○

転用目的： 住宅用地

次に、議案第 16 号の 2 番

所 在： ○○町○○番

転 用 者： ○○○○



転用目的： 太陽光発電所用地

1 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。2 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。

周辺の農地等に影響は無く、住宅・太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条及び第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 16 号の 3 番から 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 16 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 3 番から 6 番について、当協議会は去る 6 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第 16 号の 3 番

所 在： 〇〇町〇〇番 外 1 筆

転 用 者： 〇〇〇〇

転用目的： 道路用地

次に、議案第 16 号の 4 番

所 在： 〇〇町〇〇番 外 2 筆

転 用 者： 〇〇〇〇

転用目的： 住宅用地

次に、議案第 16 号の 5 番

所 在： 〇〇町〇〇番 外 1 筆

転 用 者： 〇〇〇〇

転用目的： 分譲用宅地・道路用地

最後に、議案第 16 号の 6 番

所 在： 〇〇町〇〇番

転 用 者： 〇〇〇〇 持分 2 分の 1、〇〇〇〇 持分 2 分の 1

転用目的： 住宅用地

3 番及び 4 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に

ある第1種農地で、集落に接続する農地である。5番及び6番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、分譲用宅地・住宅・道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条及び第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第16号の7番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第16号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の7番について、当協議会は去る6月15日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第16号の7番

所 在：〇〇町〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅が連たんしている第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第16号の8番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第16号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の8番について、当協議会は去る6月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第16号の8番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転用者：〇〇〇〇  
転用目的：住宅用地

本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。  
議案第16号の1番から8番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。  
—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第16号の1番外7件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。それでは、利用権設定の1番1から6番5を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に議案の訂正をお願いします。26ページの10番1の右から2列目の水稻を野菜に訂正をお願いします。

それでは、利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15ページ・16ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、『農用地のすべてを効率的に耕作すること。』、『農作業に常時従事すること。』等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること。』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること。』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得できるようになっております。本日ご審議いただく農用地利用集積計画については、利用権設定が田45筆、畑29筆の計74筆で面積が131,059㎡、所有権移転につきましては、田7筆、畑7筆の計14筆で面積が26,311㎡となっております。それでは、議案についてご説明いたします。18ページをご覧ください。

- 1 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 畑 10 筆
- 1 番 2 〇〇〇〇 田 4 筆 畑 1 筆  
 1 番 3 〇〇〇〇 畑 1 筆  
 以上 1 番 1 から 1 番 3 の面積合計は、田 4 筆 畑 12 筆で合計 26,931 m<sup>2</sup>、全て新規で契約内容は全て賃貸借権となっております。  
 なお、1 番各号につきましては中間管理事業によるものです。
- 2 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 畑 1 筆
- 2 番 2 〇〇〇〇 畑 2 筆  
 2 番 3 〇〇〇〇 畑 1 筆  
 2 番 4 〇〇〇〇 畑 2 筆  
 以上 2 番 1 から 2 番 4 の面積合計は、畑 6 筆で合計 12,811 m<sup>2</sup>、全て更新で契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 3 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 6 名  
 利用権を設定する土地： 田 6 筆  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 3 番 2 〇〇〇〇 田 3 筆  
 以上 3 番 1 から 3 番 2 の面積合計は、田 9 筆で合計 9,856 m<sup>2</sup>、全て新規で契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 4 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 4 名  
 利用権を設定する土地： 田 1 筆 畑 3 筆  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 4 番 2 〇〇〇〇 外 6 名  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。田 9 筆
- 4 番 3 〇〇〇〇 田 4 筆  
 4 番 4 〇〇〇〇 田 5 筆  
 4 番 5 〇〇〇〇 田 1 筆  
 以上 4 番 1 から 4 番 5 の面積合計は、田 20 筆 畑 3 筆で合計 21,887 m<sup>2</sup>、全て更新で契約内容は全て使用貸借権となっております。
- 5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 3 名  
 利用権を設定する土地： 田 2 筆  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 契約内容は新規で賃貸借権となっております。
- 6 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 田 1 筆



申請地には、牛舎1棟、堆肥舎1棟及び飼料庫1棟を建設する計画となっております。続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇から東へ約1,830mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桧を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年2、3回の入替を行う計画となっております。

7番3 〇〇〇〇 外4名 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。  
畑1筆 5,990㎡

申請地には、リース牛舎1棟及び堆肥舎1棟を建設する計画となっております。続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇から南東へ約3,000mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桧を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年2・3回の入替を行う計画となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

次に、議案第17号 利用権設定の7番1から7番3に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、利用権設定の7番1に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の7番1について、当協議会は去る6月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第17号の7番1

所 在： 〇〇町〇〇 〇〇番

利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇

利用目的： 農業用施設用地

本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、利用権設定の7番2と7番3に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の7番2と7番3について、当協議会は去る6月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第17号の7番2

所 在： 〇〇町〇〇 〇〇番  
利用権の設定を受ける者： 〇〇〇〇  
利用目的： 農業用施設用地

議案第17号の7番3

所 在： 〇〇町〇〇 〇〇番  
利用権の設定を受ける者： 〇〇〇〇  
利用目的： 農業用施設用地

本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。

議案第17号の7番1から7番3に対する地区協議会会長報告は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしているとの報告であります。

よって、議案第17号の7番1から7番3は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号の7番1外2件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第17号、利用権設定の8番から12番、所有権移転の13番1から17番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

- 8番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑2筆  
新規で契約内容は賃借権となっております。
- 9番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑1筆  
新規で契約内容は賃借権となっております。
- 10番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑1筆
- 10番2 〇〇〇〇 田2筆  
以上10番1から10番2の面積合計は、田2筆 畑1筆で合計5,856㎡、全て新規で契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 11番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 田1筆  
更新で契約内容は賃借権となっております。
- 12番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 田2筆  
新規で契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。
- 13番1 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
所有権を移転する土地： 畑4筆
- 13番2 〇〇〇〇 畑1筆  
以上13番1から13番2の面積合計は、畑5筆 3,728㎡、契約内容は全て贈与となっております。
- 14番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
所有権を移転する土地： 畑1筆  
契約内容は売買で、対価は〇〇万円となっております。
- 15番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
所有権を移転する土地： 田1筆 2,084㎡  
契約内容は贈与となっております。
- 16番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
所有権を移転する土地： 田3筆 7,906㎡  
契約内容は売買で、対価は〇〇万円となっております。
- 17番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇  
所有権を移転する者： 〇〇〇〇



所有権を移転する土地： 田3筆 畑1筆 10,894㎡  
契約内容は売買で、4筆合計の対価は〇〇円となっております。  
以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4  
の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第17号、利用権設定の8番から12番、所有権移転の13番1から17番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、利用権設定の8番外5件、所有権移転の13番1外5件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。28ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第17号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。

1番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑10筆 15,594㎡  
契約内容は、賃貸借権となっております。

2番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 田4筆 畑1筆 9,794㎡  
契約内容は、賃貸借権となっております。

- 3番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地：畑1筆 1,543㎡  
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1番から3番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。  
以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。  
議案第18号 農用地利用配分計画に対する意見について1番から3番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号 農用地利用配分計画に対する意見についての1番外2件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第19号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第19号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。31ページをご覧ください。

平成26年4月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。32から36ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田26筆、畑45筆で、合計面積は55,374.24㎡となっております。

4月からの累計は、田90筆、畑135筆で合計面積は184,861.24㎡となっております。  
以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 19 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。

始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地改良等届出済証について
4. 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について
5. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 3 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

=午後 3 時 30 分 閉会=